

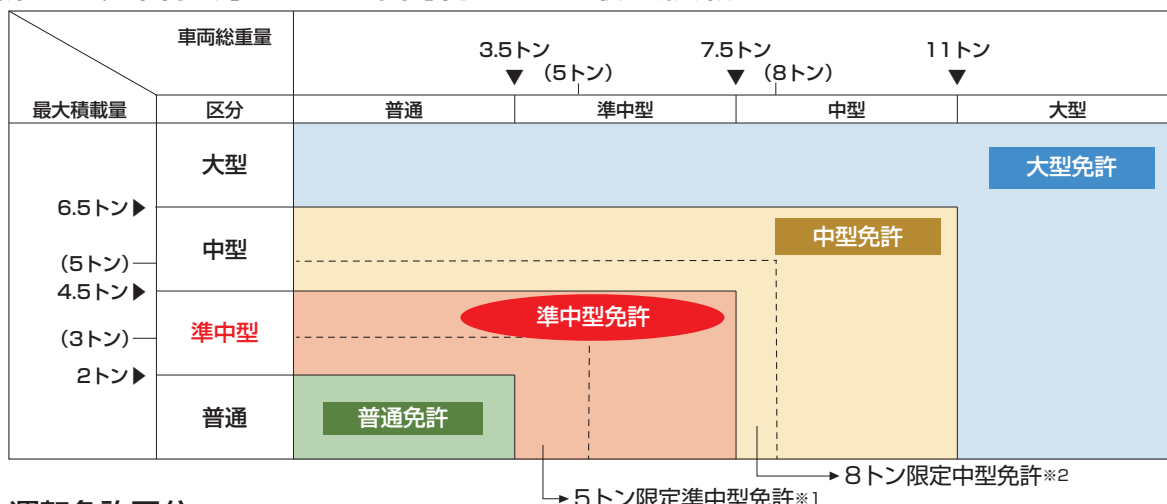


道路交通法の改正（自動車運転免許制度の改正）

貨物自動車による交通死亡事故の削減と若年者の雇用促進のため、道路交通法の一部改正する法律が2017年3月12日に施行されました。これにより従来の普通免許、中型免許、大型免許に加えて新たに「準中型免許」（車両総重量3.5トン以上7.5トン未満）が新設されました。

改正された新制度では、免許区分が「普通車」、「準中型車」、「中型車」、「大型車」の4区分となり、さらに運転者の普通免許取得日によって最大6種類の区分となります。

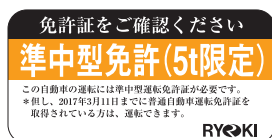
■新たな免許区分による車両総重量と最大積載量



運転免許区分

普通免許	2017年3月12日以降に普通免許を取得	車両総重量 3.5 t 未満	最大積載量 2 t 未満
5 t 限定準中型免許 ※1	2007年6月2日～2017年3月11日の期間に普通免許を取得	車両総重量 3.5 t 以上5 t 未満	最大積載量 3 t 未満
準中型免許	2017年3月12日以降に普通免許と準中型免許を取得	車両総重量 3.5 t 以上7.5 t 未満	最大積載量 4.5 t 未満
8 t 限定中型免許 ※2	2007年6月1日以前に普通免許を取得	車両総重量 8 t 未満	最大積載量 5 t 未満
中型免許	2007年6月2日以降に中型免許を取得	車両総重量 7.5 t 以上11 t 未満	最大積載量 6.5 t 未満
大型免許	変更なし	車両総重量 11 t 以上	最大積載量 6.5 t 以上

弊社のレンタカーは、どの免許が必要かステッカーで表示していますので運転前にご自身が運転できる車両であることをご確認ください。



レンタカーご利用中の「交通違反」について

放置駐車違反について

- ・万一、駐車違反の取締りを受けた運転手の方は、出頭・手続き・納付を済ませてからご返却ください。
- ・警察からの対応要請があった場合、お客様の情報を提供する場合がございますのでご了承ください。

その他の違反について

- ・速度違反などの交通違反や警察の捜査協力依頼があった場合は、該当する日時にその車両を利用しているお客様の情報を提供する場合がございますのでご了承ください。

移動式クレーン9つの約束

便利な移動式クレーンで作業を安全に行うために、以下のことを常に心がけましょう。

1

吊り上げ荷重	クレーンの運転
0.5～1トン未満	特別教育
1～5トン未満	技能講習 修了証
吊り上げ荷重	玉掛け
0.5～1トン未満	特別教育
1トン以上	技能講習



クレーン作業は資格が必要です
クレーンの運転や玉掛け作業には資格が必要です。修了証はつねに携帯しましょう。

2



クレーンの特性を理解します
取扱説明書をよく読み、機械の特性を十分に理解します。安全装置の点検も重要です。

3



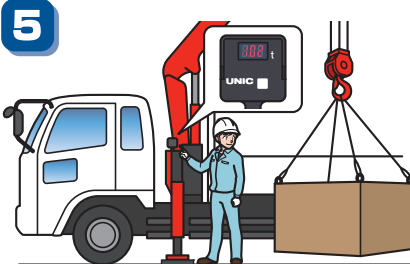
現場周囲の安全を確保します
近くを通る人や通行車両の安全確保のために、必要な措置を怠りなく施しましょう。

4



アウトリガは「必ず」設置します
アウトリガは常に水平堅土上に正しく設置しましょう。アウトリガを設置しない状態でのクレーン作業は絶対禁止です。

5

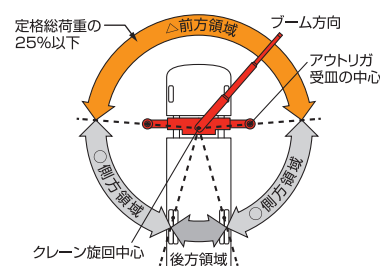
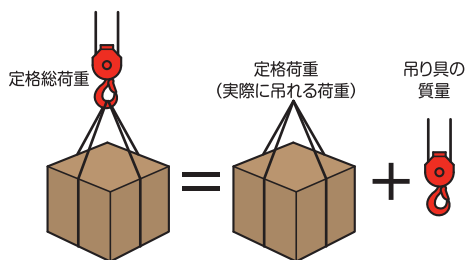
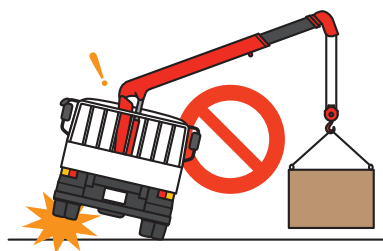


吊り荷の重さを確認します
荷重計で吊り荷の重さ(質量)を確認し、オーバーロードにならないよう、定格総荷重の範囲内で作業を行いましょう。

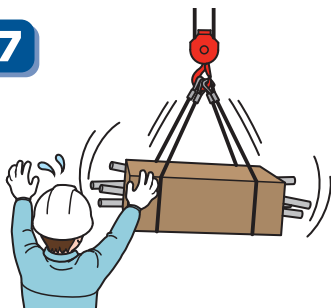
6



前方吊りは注意が必要です
定格性能は旋回方向によって変わります。とくに側方から前方への旋回は、オーバーロードに十分な注意が必要です。

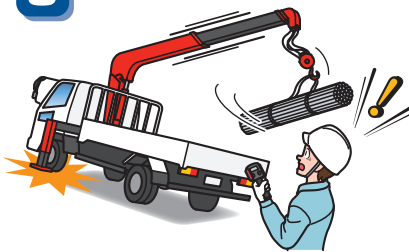


7



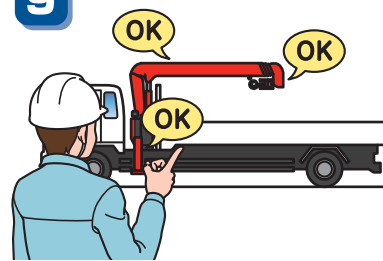
正確な玉掛け作業が大切です
不安定な玉掛けは吊り荷の落下など事故を招きます。確実な玉掛けを行いましょう。

8



乱暴な操作は絶対厳禁です
急激な操作は、吊り荷の損傷だけでなく、車両の転倒など重大事故を引き起こします。

9



各部の格納を再度確認します
走行中の接触事故などを防ぐために、走行前に各部の格納状態を確認しましょう。